

青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」のうち、現行の被保険者証の廃止について、施行期日を令和6年12月2日と政令で定められたことに伴い、所要の改正を行うため「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」をするものである。

2 改正内容

現行の被保険者証の廃止（マイナンバーカード健康保険証を基本とした仕組みへ移行）に伴い、罰則規定中、過料（10万円以下）の対象から、「特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を納付期限から一定期間以上滞納している世帯主が、被保険者資格証明書の交付に際し、被保険者証の返還の求めに応じない場合」を削除するほか、引用条項の整理を行うもの。

3 施行期日

令和6年12月2日